

～ 確定給付企業年金制度管理業務の事務品質向上・効率化について ～

I T 研究会 第4グループ

<担当委員>

原 篤 努 (ニッセイ情報テクノロジー)

山崎 武晴 (三菱UFJ信託銀行)

<メンバー>

岩井 孝仁 (フコク情報システム)

山田 達也 (三菱UFJ信託銀行)

松村 裕 (みずほ信託銀行)

窪田 卓俊 (全国共済農業協同組合連合会)

渡辺 拓也 (全国共済農業協同組合連合会)

小山 裕史 (第一生命情報システム)

石山 武亮 (第一生命情報システム)

大塚 亮 (ニッセイ情報テクノロジー)

中山 和明 (ニッセイ情報テクノロジー)

<目次>

はじめに

第1章 日本の年金制度及び確定給付企業年金制度の概要

第2章 確定給付企業年金における受給権者管理事務の現状

第3章 確定給付企業年金における受給権者管理事務の課題

第4章 課題解決に向けた実現性評価

第5章 「受給権者管理ダイレクトシステム」の提案

第6章 課題・今後の展望について

おわりに

謝辞

## はじめに

近年、日本において確定給付企業年金を採用する企業が増加する傾向にある。その背景には、適格退職年金の廃止が大きく影響を与えている。適格退職年金は税制上の優遇措置が認められていたが、2012年3月にその根拠法が失効し収束を迎える。そのため、移行先として適格退職年金と同様の税制上の優遇措置が認められている確定給付企業年金の重要性が高まってきた。また、適格退職年金と比べ、確定給付企業年金は受給権保護が重要視されるようになり、加入者である従業員と、受給権者である退職者に対する適切な給付のための管理を確実に行う必要性が高まった。

本論文では、確定給付企業年金の制度管理事務の中でもとりわけ煩雑で、今後の高齢化に伴い一層事務負担が高まると見込まれる受給権者管理事務に着目し事務品質向上と効率化に向けた課題の分析・検討を行う。そして、現在受託機関では実現されていない「インターネットを活用した受給権者とのダイレクト事務の仕組み」および「生体認証の最新技術」を活用した解決策を提言し、法的制約等の有無も踏まえその実現性について考察する。

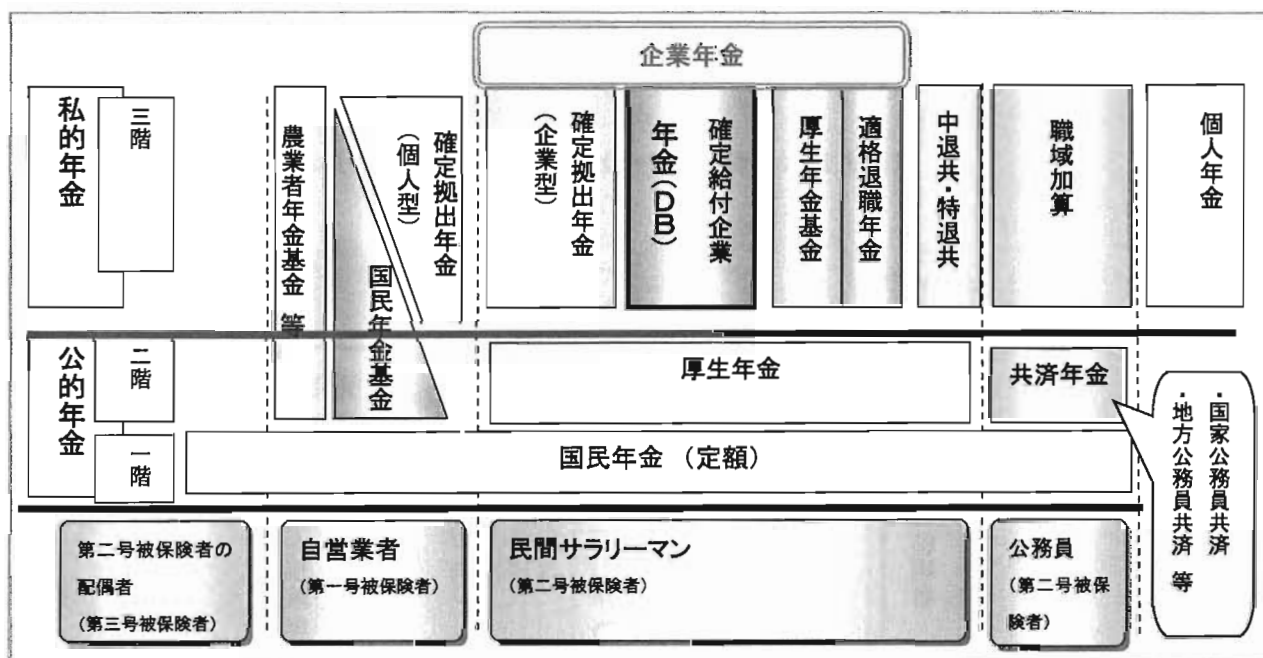
# 第1章 日本の年金制度及び確定給付企業年金制度の概要

確定給付企業年金制度管理事務の事務品質向上・効率化を論じるにあたり、本章では日本の年金制度における確定給付企業年金の位置づけと概要について解説する。

## 1. 日本における確定給付企業年金制度の位置付け

日本における公的、私的年金は、一般的に三階建ての仕組みとされている（【図表 I-1】）。三階建ての各年金制度を具体的に説明すると、一階部分は全国民共通の年金制度である「国民年金」、二階部分は会社員の年金制度である「厚生年金」、公務員の年金制度である「共済年金」、自営業者の年金制度である「国民年金基金」、「農業者年金基金」等、三階部分は会社独自の上乗せ年金制度である「企業年金」、公務員独自の上乗せ制度である「職域加算」、個人で積み立てを行う「個人年金」が該当する。そして、確定給付企業年金は、このうちの企業年金の一つとして位置付けられている。

【図表 I-1】日本における年金制度の概要



## 2. 確定給付企業年金制度について

### (1) 確定給付企業年金制度の概要

確定給付企業年金とは、2002年の確定給付企業年金法施行に伴い導入された確定給付型の年金制度である。適格退職年金が2012年3月に廃止されるのに伴い、その受け皿として位置づけられている。適格退職年金に比べ、積立義務が厳しくなっている等、受給権者保護が強化された制度である。形態により企業とは別法人として設立された企業年金基金が管理主体となる「基金型」と企業(事業主)が管理主体となる「規約型」の2種類に分かれる。

### (2) 確定給付企業年金制度運営における関係者

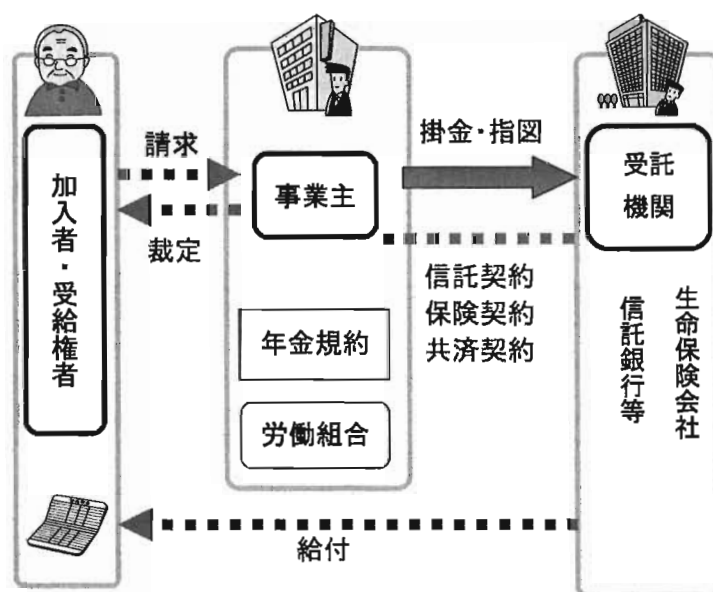
確定給付企業年金制度においては、加入者・受給権者、事業主、受託機関の大きく分けて三者が存在し、それぞれが関係することで事務運営が行われている。（【図表 I-2】）。なお、本論文では以降「規約型」を対象として検討する。

【図表 I - 2】 確定給付企業年金制度における関係者

種類	説明
1 加入者・受給権者	企業年金を受給する権利を有する者。 企業に属する期間は加入者として管理され、退職後に受給権者として管理される。
2 事業主	加入者、受給権者に関する届出や通知の義務、掛金の負担や納付の義務を負う。
3 受託機関	事業主に代わり、年金資産の運用や管理を行う。 また、受給権者への年金の支払を行う。 事務の実態として、事業主の事務手続きの補助を行っている。

これらの関係者の関連について年金受取請求（裁定請求）を例に具体的に図式化したのが【図表 I - 3】である。加入者は年金を受給する権利（これを受給権と言う。詳細は第2章で述べる。）を得た場合、事業主に対して裁定請求を行う。そして、事業主は受給権者への年金受取権利の確認手続きを行い、確認手続きに問題が無ければ、事業主は受託機関に受給権者への年金の支払を依頼（指図）する。このように、1つの手続きに関して「加入者・受給権者」「事業主」「受託機関」各々の間でやりとりが発生する。

【図表 I - 3】 関係者間の役割分担と裁定、請求の流れ



### 3. 確定給付企業年金制度における制度管理事務

制度管理事務とは、加入者・受給権者を管理する業務のことを指す。制度管理事務では、各々の加入者・受給権者に対して、企業への入社時から退職、退職後の年金支給開始、支払期間満了までの長期間の管理を行う必要がある（【図表 I - 4】）。

以下、【図表 I - 4】に依い具体的な事務の例を見る中で「加入者管理事務」「受給権者管理事務」に分類し各々の特性を述べる。

### (1) 加入者管理事務の特性

加入者管理事務は、加入期間中の記録管理が中心であり事業主と受託機関の間での事務が大半を占めることが特徴である。加入者は企業に所属しているため、対象者の所在が明確であり、事務手続きが容易であると言える。

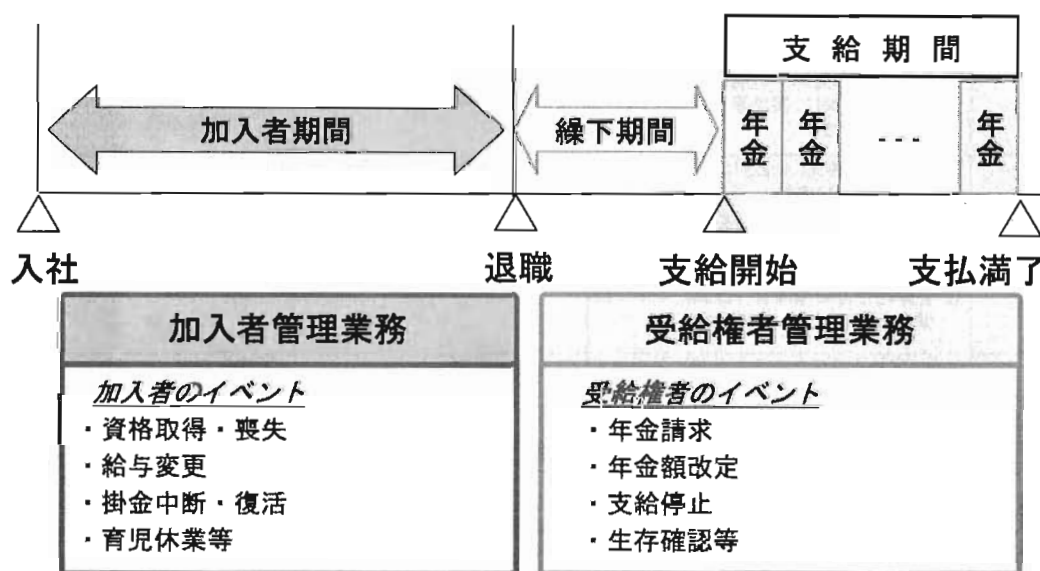
加入者管理事務の主な内容としては、加入資格の判定（入社してから所定の期間を経過する等、一定の条件を満たす必要がある）の他、各加入者の年金給付の算出根拠となる給与情報、休職や復職等、加入期間中の異動手続き等がある。

### (2) 受給権者管理事務の特性

受給権者管理事務が加入者管理事務と大きく異なる点は、年金の支払い等受給権者との個々直接の事務手続きが発生することである。また受給権者が企業を退職済みとなるため、企業の管理下におらず、住所変更や身元の異動が発生した場合に受給権者から能動的に発信する必要がある。しかし、受給権者自身が所属していた企業の年金制度を把握していないことも多く、総じて加入者管理事務に比べ事務が煩雑であると言える。

受給権者管理事務の主な内容としては、裁定請求、年金支払、支払通知・源泉徴収等の各種通知、終身年金における生存確認等がある。

【図表 I - 4】 確定給付企業年金制度への加入から支払満了まで



以上の通り、制度管理事務は大きく「加入者管理事務」と「受給権者管理事務」に分かれるが、事務品質向上・効率化を考える場合、個人（受給権者）と直接の事務が中心となり煩雑で事務負荷がかかっていること、今後、高齢化の進行により受給権者が増加し事務量増大が確実なこと等から「受給権者管理事務」に対する課題が大きいと同時に、効率化の効果も大きいと考えられる。よって、本論文においては、「受給権者管理事務」に焦点を当て、次章以降を論じることとする。

## 第2章 確定給付企業年金における受給権者管理事務の現状

本章では、確定給付企業年金における受給権者管理事務の現状を把握するため、受給権者および受給権者管理事務の標準例を定義し、そこから見えてくる受給権者管理事務の現状を整理する。

### 1. 確定給付企業年金における受給権

まずは、受給権者管理事務の現状を把握するための前段として、確定給付企業年金における受給権を明示する。

確定給付企業年金の給付種類は「老齢給付金」、「脱退一時金」、「障害給付金」および「遺族給付金」の4種類あり、受給権の設定内容は各々の年金規約に定めるところによる。なお、参考情報として、年金規約に受給権の支給要件を規定する場合は法令の範疇で規定する必要があるが、各給付種類における特徴および性質は下記の図表を適宜参照されたい。【図表Ⅱ－1】

これらの給付種類において、年金受給が可能であるのが「老齢給付金」、「障害給付金」および「遺族給付金」であり、このうち「老齢給付金」は支給の繰下げを行うことが可能である。また、「脱退一時金」についても、支給の繰下げを行うことで「老齢給付金」の受給権を得ることができる。

このように確定給付企業年金の受給パターンは多岐に亘っているが、本論文では、「年金を受給している者」および「支給の繰下げを行っている者」の双方を「受給権者」と定義することとする。

【図表Ⅱ－1】確定給付企業年金における給付種類（参考）

給付種類	支給要件	支給の繰下げ	支給方法
老齢給付金	<p>期間要件(加入者期間 20 年以下で定める)を満たす者について、次の場合に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき。</li> <li>○ 50歳以上65歳未満の規約で定める年齢に達した後に、実施事業所に使用されなくなったとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老齢給付金の支給要件を満たしたが請求を行っていない者は支給の繰下げが可能。(任意規定)</li> <li>○ 支給を繰下げる場合の支給開始時期は規約で定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金支給が原則。</li> <li>○ 全部または一部を一時金として支給することも可能。(任意規定)</li> <li>○ 一時金の選択時期は裁定請求時または年金支給開始から原則として5年経過後。</li> </ul>
脱退一時金	<p>加入者が資格喪失したときに次のいずれかに該当した場合に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老齢給付金の支給要件を満たさない者で脱退一時金の受給要件を満たす。(加入者期間は3年以下で定める)</li> <li>○ 老齢給付金の期間要件は満たすが年齢要件を満たさない。(任意規定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 脱退一時金の全部または一部の支給の繰下げが可能。(任意規定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一時金として支給。</li> </ul>
障害給付金 (任意規定)	<p>規約で定める程度の障害の状態に該当するに至った場合に支給。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 繰下げ不可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金または一時金として支給。</li> </ul>
遺族給付金 (任意規定)	<p>加入者、受給者等が死亡したときに、その遺族に支給。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 繰下げ不可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金または一時金として支給。 * 遺族の順位は規約で定める。</li> </ul>

## 2. 受給権者管理事務

### (1) 受給権者管理事務の内容

「受給権者管理事務」とは、前節で定義した「受給権者」にかかる事務を指す。我々が当該事務の調査を行った結果に基づき、内容・性質毎に4つの分類でまとめた。〔図表Ⅱ－2〕

【図表Ⅱ－2】受給権者管理事務の内容

分類	項目	内容
通知	1 定期案内	1年間の支払年金額の案内通知
	2 源泉徴収票発行	1年間で支払われた年金額の源泉徴収票の発行
	3 年金額改訂の通知	年金額が毎年変動する給付内容の受給権者にかかる年金額の案内通知
	4 支給満了時の案内	受給権者に対する支払が満了を迎えたことを通知する事務
照会	5 一時金額照会	受給権者からの一時金請求にかかる金額の照会に対応する事務
	6 年金額照会	受給権者からの年金額の照会に対応する事務
手続	7 資格喪失時の手続	退職などにより、年金制度の資格を喪失した際の手続き
	8 支給開始時の手続	繰下後の年金請求にかかる事務
	9 一時金請求手続	受給権者からの一時金請求にかかる手続き事務
	10 異動手続	受給権者の登録情報(住所・口座等)の変更手続きにかかる事務
生存確認	11 生存確認	保証期間後、生存を条件に給付する受給権者にかかる生存状況を確認する事務

分類の1点目は「通知」にかかる事務である。主に、受託機関から受給権者宛に文書通知を行う事務であり、「年金支給にかかる案内」や、「源泉徴収票の発行」等が該当する。2点目は「照会」にかかる事務である。当該事務は受給権者からの一時金額・年金額等の照会に対応する事務が該当する。3点目は「手続」にかかる事務である。受給権者からの請求にかかる事務が主であり、一時金請求や登録情報の変更に伴う異動手続きの事務が該当する。4点目は「生存確認」にかかる事務である。当該事務は生存を条件に年金が支払われる受給権者に対し、生存状況を確認する事務が該当する。

なお、ここで紹介した内容は我々の調査結果に基づいており、代表的かつ一般的な事務に限っている。

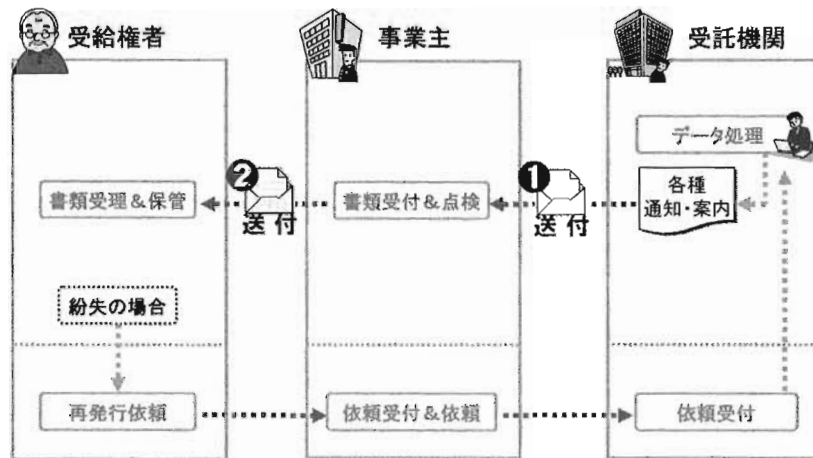
(2) 事務フロー

前項で定義した事務の性質ごとに、我々の調査結果に基づき最も標準的だと考える事務フローを定義した。ここでは分類した各事務の標準事務フローを例示する。

①通知にかかる事務フロー（【図表Ⅱ－3】）

「通知」にかかる事務では、受託機関から事業主経由で受給権者宛に各種通知・案内文書が送付される。万一、受給権者が各種文書を紛失した場合は事業主経由で受託機関に連絡し、受託機関が文書を再送する。当該事務では、紙媒体の送付が最低2回発生している。

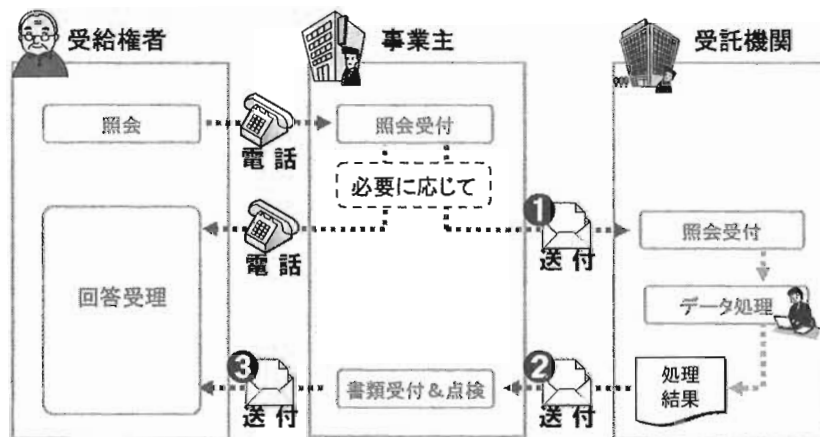
【図表Ⅱ－3】受給権者管理事務フロー（通知）



②照会にかかる事務フロー（【図表Ⅱ－4】）

「照会」にかかる事務では、受給権者から事業主への電話照会から始まるのが一般的であり、事業主は、可能な限り当該電話をもって回答する。ただし、金額の照会等、その場で回答が困難な内容は必要に応じて受託機関に依頼し、受託機関から受理した回答文書を事業主経由で受給権者へ送付する。当該事務では、紙媒体の送付が3回発生する可能性がある。

【図表Ⅱ－4】受給権者管理事務フロー（照会）

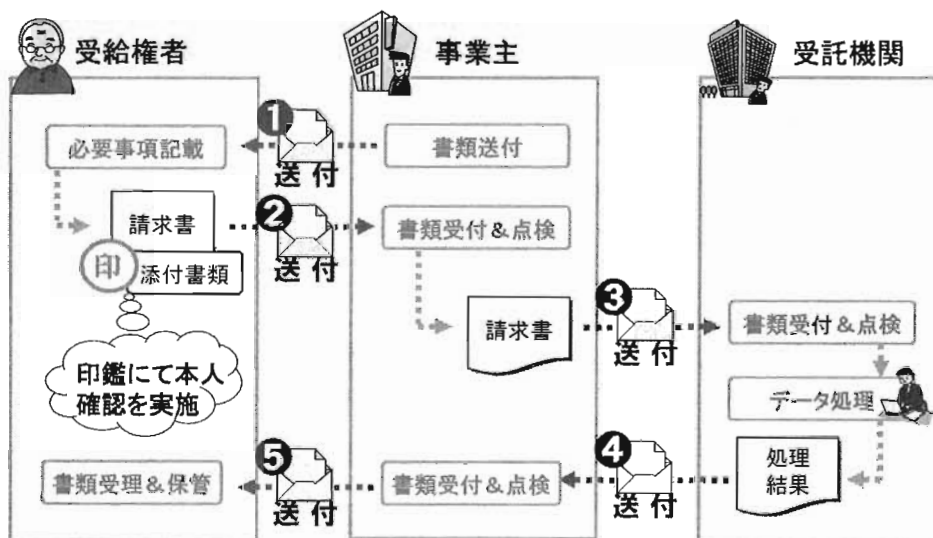




③ 手続にかかる事務フロー（【図表Ⅱ－５】）

「手続」にかかる事務では、事業主から案内文書および請求書を受給権者に送付する。当該請求書には請求者本人であることを確認するための「本人の押印」が必要であり、受給権者は、当該請求書に必要な事項の記入および押印したうえで、添付書類を同封し事業主宛に送付する。事業主は、受給権者からの請求内容の点検後、裁定を行い、支払指図として受託機関宛に請求書を送付する。受託機関は、送付書類に不備がないことを確認のうえデータ処理を実施し、処理結果を事業主経由で受給権者宛に送付する。当該事務では、紙媒体の送付が5回発生している。また、事業主は受給権者の本人確認を実施しなければならない。

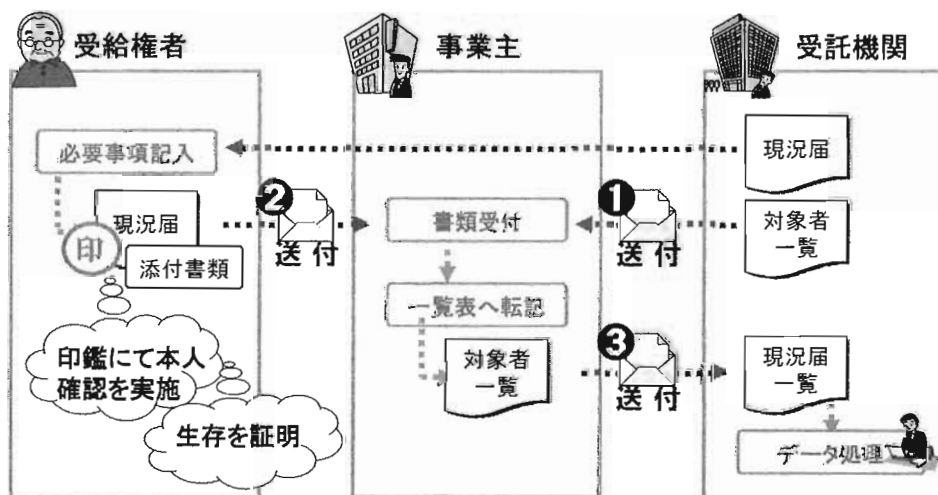
【図表Ⅱ－５】受給権者管理事務フロー（手続）



④ 生存確認にかかる事務フロー（【図表Ⅱ－６】）

「生存確認」にかかる事務では、事務の始まりは、生存確認日到来前に受託機関から事業主には「対象者一覧表」が、受給権者宛には「現況届」と呼ばれる案内文書がそれぞれ送付される。受給権者は、現況届を受理後、役所にて市区町村長の押印もしくは住民票を取得し、事業主宛に送付する。事業主は、当該結果に基づき対象者一覧表へ生存結果を転記したうえで、支払指図として受託機関宛に「対象者一覧表」を送付する。受託機関は、当該支払指図に基づき処理を実施する。当該事務では、紙媒体の送付が3回発生している。また、受給権者は、生存を証明するために役所まで出向き、市区町村長の押印もしくは住民票を取得しなければならない。

【図表Ⅱ－６】受給権者管理事務（生存確認）



### 第3章 確定給付企業年金における受給権者管理事務の課題

本章では、前章で定義した確定給付企業年金における受給権者管理事務の標準事務フローの現状から見えてくる受給権者管理事務の課題を明示する。

#### 1. 受給権者管理事務の現状整理

前章で確定給付企業年金における受給権者管理事務を分類化し、分類毎の事務フローの標準例をもとに考察を行った結果、受給権者管理事務の特徴および性質を以下の4点に集約した。（【図表Ⅲ－1】）

【図表Ⅲ－1】現状事務の特徴

特徴 (性質)	1	全ての受給権者管理事務で「紙媒体」が発生
	2	長期間の事務管理
	3	当事者が多数存在(受給権者・事業主・受託機関)
	4	紙媒体による本人確認および生存確認の実施

1点目に全ての受給権者管理事務で「紙媒体」が発生していること、2点目に給付の繰下げ等により事務管理が長期に亘ること、3点目に当事者が「受給権者・事業主・受託機関」の三者が登場すること、4点目に紙媒体による本人確認および生存確認を実施していることが挙げられ、これら4点の要因により現状事務における紙媒体の「種類」「送付回数」が非常に多くなっている。このことから、紙媒体の「種類」「送付回数」に比例して送付コストが増加すると考えられる。また、高齢化により受給権者数が増加する傾向であることも背景として重なり、確定給付企業年金における受給権者管理事務は煩雑になっていると考えられる。これにより、前述の通り紙媒体の「種類」「送付回数」が多いことと相まって、様々なリスクが発生する可能性が高まる懸念がある。詳細は次節で述べる。

#### 2. 受給権者管理事務の課題分析

前節を受け、受給権者管理事務にかかる紙媒体の課題を「コスト」、「リスク」および「本人確認および生存確認」の3つの観点から分析を行う。

##### (1) 紙媒体の送付によるコスト

コスト面の課題は具体的には4点挙げられる。（【図表Ⅲ－2】）

【図表Ⅲ－2】紙媒体の送付によるコスト

課題	内容
1 配送費	三者間における帳票送付に伴うコスト
2 宛名ラベルの作成	誤配送防止にかかるラベル作成にかかるコスト
3 照会へのフォロー	受給権者からの照会にかかるコストが発生
4 開発コスト	文言やレイアウト等の修正にかかるコスト

1点目は「配送費」である。当事者が「受給権者・事業主・受託機関」の三者となることから、各帳票の送付フローは事業主を経由することが基本となり、その分、帳票送付回数が増加している傾向がある。2点目は「宛名ラベルの作成」である。帳票の送付回数が嵩む分、誤配送防止の対策として宛名ラベルが必要であり、作成にかかるコストが発生している。3点目は「照会へのフォロー」である。帳票による提供情報には限界がある。よって受給権者が求めている情報を得る為には照会が必要となり、結果として受給権者からの照会件数が増加する傾向にある。このため、照会対応にかかる人件費が発生している。4点目は「開発コスト」である。システム作成する帳票には、法令改正等により文言やレイア

ウト変更が発生する可能性がある。また、在庫として管理している帳票は帳票のレイアウトを変更した段階で破棄しなければならない。上記4点のコストは、紙媒体の送付により必要以上に発生していると考えられる。

(2) 紙媒体の送付によるリスク

リスク面の課題は具体的には3点挙げられる。(【図表Ⅲ-3】)

【図表Ⅲ-3】紙媒体の送付によるリスク

課題		内容
1	誤配送	個人情報の漏えいリスク
2	配送遅延	配送時期の遅延リスク
3	紛失・破損	災害時の紛失・破損リスク

1点目は「誤配送」にかかるリスクである。受給権者管理事務における帳票は、個人情報が多く記載されているため、常に個人情報の漏洩リスクが潜在する。2点目は「配送遅延」にかかるリスクである。紙媒体の一斉送付にかかる準備期間は限られているため、受給権者が今後更に増加していくことで、配送時期の遅延に繋がる懸念がある。3点目は「紛失・破損」にかかるリスクである。先般の東日本大震災により、実際に多数の紙媒体が紛失・破損し、情報の復旧が困難となる事態が発生しており、改めて情報保管の在り方について議論がされている。上記3点のリスクは紙媒体特有のものである。受給権者管理事務では更に、支給開始手続きの案内等の重要な情報が受給権者に正しく伝達されない場合は「年金の未払い（給付未請求者の増加）」リスクへ派生することが懸念される。

(3) 本人確認および生存確認事務の課題

その他の課題として、本人確認および生存確認の事務方法の課題が挙げられる。(【図表Ⅲ-4】)

【図表Ⅲ-4】本人確認および生存確認事務の課題

課題		確認方法
1	本人確認	各帳票への本人の押印
2	生存確認	公印(市区町村長の印)の届出もしくは住民票

1点目は「本人確認」にかかる課題である。「手続」にかかる事務では、受給権者からの請求の際、当該請求書には請求者本人であることを確認するための「本人の押印」が必要となる。2点目は「生存確認」にかかる課題である。「生存確認」にかかる事務では、受給権者本人の生存を証明することを目的に、「市区町村長の押印」もしくは「受給権者本人の住民票」を提出する事務となっている。これらの取得は有償であり、取得にあたっては受給権者本人が役所に出向かなければならず、受給権者は少なからず負担となっている。また、事業主の視点に立っても課題が大きい。事業主は、受給権者から送付される生存の証明書類をもって受託機関への支払指図を行うが、万一、期限内に受給権者から生存証明書類が到着しない場合、必要に応じて提出にかかる督促を行う必要がある。それでも未着の場合には、年金支給を停止する手続き（差止め）が必要となる。更に差止め後に受給権者から生存の証明書類が到着した際には、差止めの解除および支給の再開にかかる手続きが必要となる。

上記2点の確認方法は、紙媒体で行うのが基本である。紙媒体による確認方法では信頼性の限界があり、これにより年金の不正受給（なりすまし受給）へのリスク派生が懸念される。具体的には受給権者が死亡したにもかかわらず、その遺族が公的機関に死亡届を提出していない場合、死亡した受給権者本人になりすまし、他人が受給するケース等が考えられる。

### 3. 問題提起

前節で述べた通り、受給権者管理事務における課題は、「紙媒体」中心の事務によるコストおよびリスクに関する課題、「本人確認・生存確認」にかかる事務負荷および信頼性の限界の課題という2点に大別される。受給権者管理事務品質向上・効率化にあたっては、これらの課題に対する対策を講じることが必要であると考えられる。

## 第4章 課題解決に向けた実現性評価

前章までに述べた課題解決に向けては、「紙媒体の廃止」「本人確認の精度・信頼性の向上」が必要であり、インターネット等のIT技術を活用した解決策が有効であるとの仮説の下、具体的な解決策を考える。本章では、具体的な解決策の提言に先立ち、実現に向けた制約となる懸念のある点について法律的制約等を踏まえ、実現性を評価する。

### 1. 受給者管理事務における紙媒体の必要性

具体的な解決策の提言に向け最大のポイントとなる「紙媒体の廃止」可否について、法律的制約の有無、事務の実態の観点から分析する。

#### (1) 法律的制約

確定給付企業年金では、その根拠となる法律に基づいた制度運営を行っている。従って、受給権者管理事務としてのあるべき姿を明確にするという観点から、法律的制約を分析する事が必要である。では、確定給付企業年金が従うべき法律とはどのようなものがあるだろうか。最も基本的な法律は、法的な拘束力が強い順に確定給付企業年金法、確定給付企業年金法施行令そして確定給付企業年金施行規則となっており、この3つの基本的な法律から「紙媒体の必要性」に対する分析を行う事とした。以下、法律的制約について第3章で分類した受給権者管理事務の分類毎に整理する。

#### ① 通知

通知に分類される事務の一部については、確定給付企業年金法施行規則第三十六条により制約を受ける。制約内容は、事業主が裁定等を行った場合に、請求者へその内容を速かに通知するべき旨を定めたものであり、通知の手段を明確に定めたものではない（【図表 IV-1】）。

【図表 IV-1】 確定給付企業年金法施行規則 第三十六条

(給付に関する通知等)	
第三十六条	事業主等は、法第三十条第一項の規定による受給権の裁定その他給付に関する処分をしたときは、速やかに、その内容を請求者又は受給権者にしなければならない。

#### ② 照会

確定給付企業年金法、確定給付企業年金法施行令そして確定給付企業年金施行規則のいずれの法律においても法律的制約はない。

#### ③ 手続

確定給付企業年金施行規則 第三十三条 第一項から第三項、確定給付企業年金施行規則第三十四条および確定給付企業年金施行規則 第三十五条により制約を受ける。制約内容を要約すると、1点目は、裁定請求書に記載すべき個人の情報は氏名、性別、生年月日および住所である事、2点目は受給権が発生したことを証明する書類を請求書に添付する事、そして3点目は受給権者が事業主に請求する事、以上の3点が明記されている事が分かる。特に裁定請求書の記載内容に対する確認義務および確認手段については法律に記載されていない（【図表IV-2】、【図表IV-3】、【図表IV-4】）。

#### ④ 生存確認

確定給付企業年金法、確定給付企業年金法施行令そして確定給付企業年金施行規則のいずれの法律においても法律的制約はない。実態としては年金制度を運営している各事業主の自助努力で生存確認が行われているのが現状であり、事務の手順についても定められてはいない。

【図表 IV-2】確定給付企業年金法施行規則 第三十三条

(給付の裁定の請求)	
第三十三条	<p>1 法第三十条第一項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、次に掲げる書類を添付して、事業主等(規約型企業年金の事業主及び基金をいう。以下同じ。)に提出することによって行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 生年月日に関する市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類</li> <li>二 その他規約で定める給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類</li> </ul> <p>2 障害給付金(法第二十九条第二項第一号に規定する障害給付金をいう。以下同じ。)の請求に当たっては、前項の請求書に、同項各号の書類及び次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書その他障害の状態が規約で定める程度の障害の状態に該当することを証する書類</li> <li>二 当該障害に係る法第四十三条第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができる書類</li> </ul> <p>3 遺族給付金の請求に当たっては、第一項の請求書に法第四十七条に規定する給付対象者(以下「給付対象者」という。)の氏名、性別及び生年月日を記載し、かつ、同項各号の書類及び次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類</li> <li>二 請求者が法第四十八条第三号に該当する者である場合にあっては、請求者が死亡した給付対象者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたことを証する書類</li> </ul>

【図表 IV-3】確定給付企業年金法施行規則 第三十四条

(未支給の給付の請求)	
第三十四条	<p>令第二十六条第一項の規定による未支給給付(以下この条において「未支給給付」という。)の支給の請求は、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書に、次に掲げる書類を添付して、事業主等に提出することによって行うものとする。この場合において、請求者が同条第三項の規定に該当する者であるときは、併せて、前条の例により給付の裁定の請求書を事業主等に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが死亡した受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類</li> <li>二 請求者が法第四十八条第三号に該当する者である場合にあっては、請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたことを証する書類</li> <li>三 その他規約で定める未支給給付を受けるための要件を満たすことを証する書類</li> </ul>

【図表 IV-4】確定給付企業年金法施行規則 第三十五条

(年金として支給する老齢給付金の支給を開始して五年を経過する前に一時金を請求する場合の書類)	
第三十五条	<p>老齢給付金の受給権者が、令第二十九条第三号の規定に基づき、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから五年を経過する前に一時金として支給する老齢給付金の支給を請求する場合にあっては、第三十条各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類を事業主等に提出しなければならない。</p>

以上、受給権者管理事務の分類ごとの法的制約有無を整理すると【図表Ⅳ－５】となる。

【図表Ⅳ－５】 法律的制約の一覧

項目	○＝”法律的制約有”、×＝”法律的制約無”		
	確定給付企業年金法	確定給付企業年金法 施行令	確定給付企業年金法 施行規則
通知	×	×	○
照会	×	×	×
手続	×	×	○
生存確認	×	×	×

## (2) 事務の実態

確定給付企業年金における受託機関が、法律的制約に基づいた事務運営を行っていることは、前項で述べた通りであるが、実際には「受託者責任、善管注意義務」に基づく事務運営を行っているため、法律で定めている以上に堅確な事務運営を行っている可能性がある。

我々は本論文のテーマが事務品質向上・事務効率化である事を考慮し、我々が調査した事務運営の実態から、受給権者管理事務としてのあるべき姿の考察を行う事とした。

### ① 通知および照会

法律と比較し、特別堅確な事務運営を行っていない。

### ② 手続

裁定請求書について本人確認を行っている。本人確認の手段は「請求者の署名」および「請求者の押印」が、裁定請求書の所定の欄に漏れていない事を確認する方法が標準的である。(1) 法律的制約では、裁定請求書の本人確認について制約事項が無かったため、本人確認については法律以上に堅確な事務運営を行っていると考えられる。ただし、法律で定められた行為ではない事から、本人確認の水準については、各受託機関の判断による。

### ③ 生存確認

前項の中で分析した通り、実態として、年金制度を運営している各事業主の自助努力で生存確認が行われているのが現状である。事務の手順についても定められてはいない。

## (3) 分析結果

前項までの分析の結果、一部事務において法律的制約はあるものの、通知、記載事項、添付情報について規定しているもので「紙媒体」での事務を義務付けているものではないこと、事務の実態においても法律以上に堅確な事務運営を規定している受託機関はないことから、いずれの事務においても「紙媒体」の必要性はなく、インターネット等を活用した電子化による「紙媒体」の廃止は可能と判断する。事務分類ごとの判断根拠について以下の通り整理した。

### ①通知および照会

確定給付企業年金法等の根拠法に、「紙媒体」による通知を義務付ける条文が見受けられなかった事から、「紙媒体」の必要性はないと判断した。

## ②手続

裁定請求書、および確定給付企業年金法施行規則第三十三条に記載される生年月日を証明する添付資料については、「紙媒体の必要性」は無いと判断した。ただし、事務品質低下を防止する観点から本人確認を行う必要がある。特に裁定請求書および生年月日を証明する添付資料に対し、「紙媒体」である必要性が無いとした根拠は次の2点である。1点目は、確定給付企業年金法等の根拠法に、裁定請求書が「紙媒体」でなくてはならないと定められている条文が見受けられなかった事。2点目は、生年月日を証明する場合の世間一般的な方法として、公的証明書の写しを提示する方法が認められている事が挙げられる。

## ③生存確認

従来「紙媒体」で行われていた事務に関して、本人確認方法の見直しを図る事を条件に「紙媒体の必要性」は無いものと判断する。根拠としては、年金制度を運営している各事業主の自助努力で生存確認は行われており、特にその事務手順が定められていない事が挙げられる。

## 2. 受給権者管理事務におけるインターネット活用の実現性

前節で述べた通り受給権者管理事務において「法律的制約」「事務の実態」の観点からは「紙媒体」の必要性はないと判断できた。一方で、我々が想定するインターネット等を活用した電子化・ダイレクト化による解決策の実現においては、ユーザーが受給権者という高齢者であることを考慮しなければならない。昨今のパソコン、インターネットの普及状況から実現性を検証する。

### (1) パソコン・インターネット環境の普及状況

まず、一般世帯に対するパソコンの普及率という視点で調査を行った。内閣府が公開しているパソコンの普及率に関する調査結果によると、パソコンの普及率は年々増加傾向にあり、2011年3月における普及率は76.0%となっている。また、30歳～59歳の普及率が最も高いことも特徴的であり、2011年3月における30歳～59歳の普及率は89.1%となっている。また、総務省が公開しているインターネット利用率に関する調査結果によると、携帯電話、パソコン等の利用機器および利用場所、利用目的等を考慮していない統計ではあるが、直近の世帯別の調査結果では93.8%が利用している数字が得られている。

### (2) 評価

パソコン、インターネットの普及率が約90%となっていること、受給権の取得が退職後である事を考慮すれば、将来においては退職後の高齢者層にもインターネット環境が広く一般的に普及されていると推測される。よって、ユーザーインターフェース等に一定の配慮は必要となると見込まれるものの、受給権者のインターネット活用においても大きな障害はないものと判断できる。



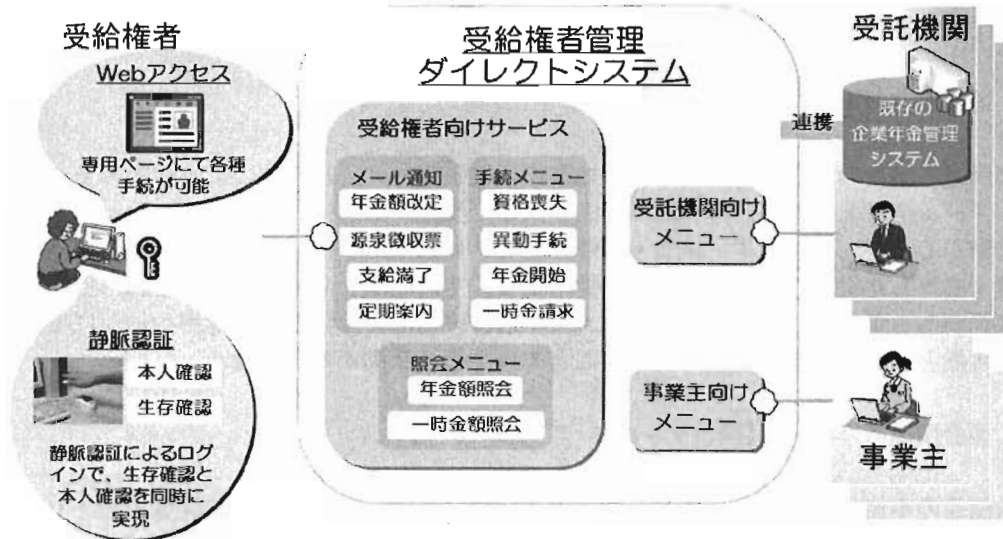
## 第5章 「受給権者管理ダイレクトシステム」の提案

前章において、インターネット・IT技術を活用した解決策に関して、法的側面、環境的側面いずれも大きな制約となることはない判断できた。本章では、具体的な解決策として「受給権者管理ダイレクトシステム」を提案し、各事務での適用効果を考察する。

### 1. 受給権者管理ダイレクトシステムの全体像と特長

我々が提案する「受給権者管理ダイレクトシステム」の全体像は、【図表V-1】の通りである。以下、主な特長を示す。

【図表V-1】受給権者管理ダイレクトシステム全体図



#### (1) 受給権者管理ダイレクトシステムの特長

##### ①受給権者とのダイレクト取引の実現

現在、受託機関にて管理・運営されている制度管理システム(※)では、一部の受託機関において事業主と受託機関の間の事務でネットワークを介したダイレクト化が実現されているが、受給権者とのやりとりをネットワーク上でダイレクトに行う仕組みは実現されていない。「受給権者管理ダイレクトシステム」では、受給権者自身がWebブラウザよりアクセスすることで、ネット上で各種手続きや照会を実施可能なシステムとし、受給権者とのダイレクト事務を実現していることが最大の特長である。

(※) 加入者管理システムと受給権者管理システムの総称であり、通常は一体となったシステム

##### ②本人確認・生存確認における生体認証の活用

現在、裁定請求時等で実施されている書類への署名・押印による本人確認、紙媒体でのやりとりにより実施されている生存確認について、「受給権者管理ダイレクトシステム」では生体認証技術を活用することで事務の効率化、本人確認・生存確認の精度向上を実現している。

##### ③既存システムからの独立性

「受給権者管理ダイレクトシステム」の対象範囲としている受給権者管理事務の大部分は、加入者管理に必要となる年金規約情報、異動記録に依存しない情報を元にした処理が可能である。裁定請求等、一部処理に必要な情報の連動を除いては、既存の制度管理システム(加入者管理システム)への影響を極小化でき、独立性の高いシステムとして実現可能である。また、年金制度に依存する要素も少なく、他の年金制度への拡張も可能な汎用性の高いシステムと言える。

## (2) システムの利用イメージ

受給権者から見たシステムの利用イメージは次の通りとなる。受給権者はWebを通じて自身の専用ページにログインする。このログイン時の認証機能に生体認証を活用することによって本人確認と生存確認を同時に実現する。ログイン後、専用ページには、各事業主の年金規約に応じたメニューが表示され、実施したい手続をブラウザベースで行う。専用ページでは通知書類のメールボックス等も管理される。事業主や受託機関も必要に応じて、事業主向け、受託機関向けのメニューから指図や通知等の処理を実施する。

## 2. 事務分類に応じた解決策の考察

本節では「受給権者管理ダイレクトシステム」の導入により、各々の事務局面において、どのように課題を解決し改善ができるのか、具体例を交え個別に論ずることとする。

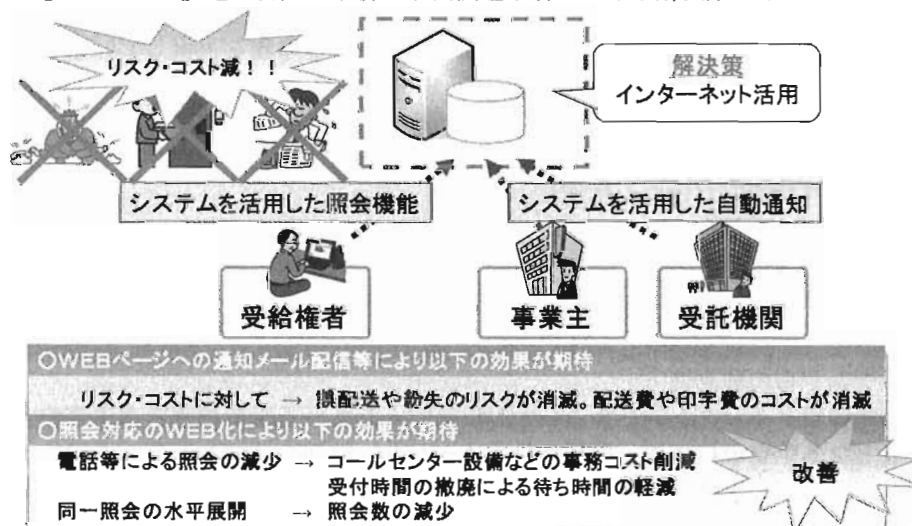
### (1) 通知関連の事務 (【図表V-2】)

通知関連の事務の解決策としては、通知書類の電子化・メール送信による仕組みとする。紙媒体を廃止し、メール送付とすることで、紙の作成や保管、仕分けや送付にかかるコストが削減でき、事務の効率化に繋がるとともに誤配送・紛失・遅延のリスクも減少し事務品質の向上にも繋がる。また、現状では書類を紛失した場合、再発行のために受給権者、受託機関、事業主がそれぞれ再度事務処理や手続を行う必要があるが、この点についても、メール送付後には、受給権者の専用ページにて閲覧やダウンロードを可能とする仕組みを構築しておくことで再発行の手間が不要となる。

### (2) 照会関連の事務 (【図表V-2】)

照会関連の事務の解決策としては、頻度の多い照会についてWeb上で閲覧可能とし、またWeb上に問い合わせフォームを準備する仕組みとする。例えば、年金額を計算するメニューをWebページ上に準備しておけば、受給権者はいつでも自身が受取る年金額の確認が可能となり、照会対応を減らすことができる。そして前項でも挙げた送付書類のWeb閲覧を可能とする機能も、照会を減らすことに繋がる。複数の受給権者から同様の照会があるような事項については、FAQ (Frequently Asked Questions) や受給権者間の知恵袋のようなサービスを提供することで、情報の水平展開が可能となり事務の効率化を図ることができる。

【図表V-2】通知書関連事務と照会関連事務における解決策のイメージ



### (3) 手続関連の事務 (【図表V-3】)

#### ① 紙媒体の送付に関する解決策

手続における紙媒体の送付に関する解決策としては、専用ページにて手続き可能な仕組みとする。氏名や住所変更等の受給権者情報変更の手続は、自身の専用ページの登録情報を変更することによって実現が可能となる(例えばショッピングサイトで会員情報を変更するイメージ)。裁定請求に関しては、受給権者が自身の専用ページから裁定請求フォームに従って必要項目を入力し請求を行う仕組みが考えられる(例えばインターネットでの確定申告のイメージ)。システム化による付加価値として、年金額の計算法と連動し、年金/一時金等の受給方法の選択を補助することや、ログインアカウントから氏名・性別・生年月日・住所等、請求書に記載必須とされている情報を自動取得することも考えられる。請求に際しては住民票等の添付書類が必要となるが、専用ページにアップロード等の機能を構築することで代替が可能となる。

#### ② 本人確認

手続における本人確認に関する解決策としては、システムへのログイン認証の機能を本人確認に流用する仕組みとする。認証を本人確認に流用することで、署名・押印は不要となり、手続事務を全面的にオンライン化することができる。認証方式にはさまざまな種類があるが、より堅確な本人確認の観点から、我々は生体認証を採用することが最適であると結論付けた。この点については次節にて詳しく説明する。

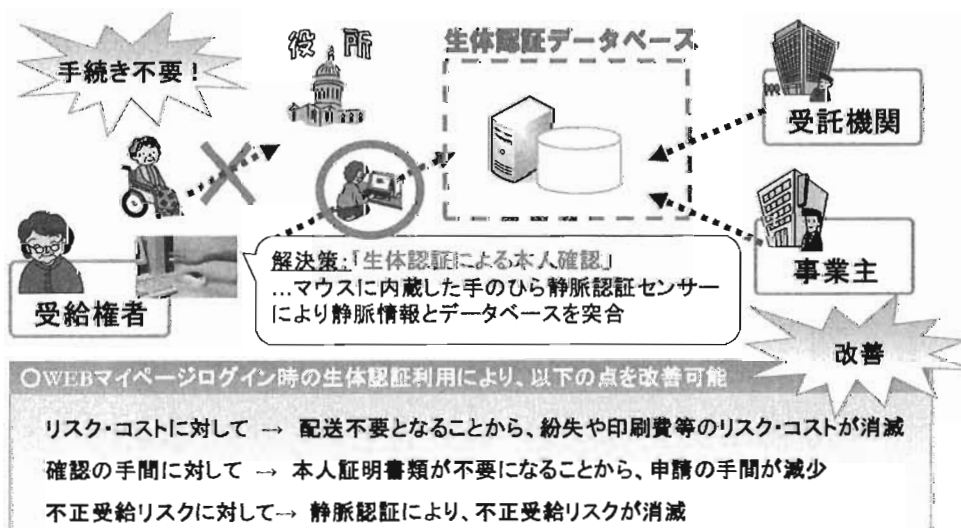
### (4) 生存確認の事務 (【図表V-3】)

生存確認に関する解決策としては、手続事務での本人確認と同様に、生体認証を行うことで生存そのものを確認することが有効である。

生体認証は生存する個人の情報をキーとして認証を行う技術であるため、それ自身が生存の証明そのものである。つまり、生体認証を生存確認に利用した場合、現況届による生存確認の事務自体が不要となり、受給権者、事業主、受託機関全てに発生していた作業を削減することが可能である。

尚、事務効率の向上だけを考えた場合、公的年金と同様に住基ネットに登録された個人情報を利用して生存確認に替えるということも考えられる。2011年に年金確保支援法が成立したこともあり、企業年金連合会を通じた住基ネット情報の活用も間近に迫ってきている。しかしながら、住基ネットに登録された生存に関する情報は、あくまで公的機関への死亡届の提出をトリガーとして管理されている情報であるため、そもそも受給権者の死亡時に死亡届を提出していないことにより発生する不正受給の問題を解決することはできない。実際に公的年金の不正受給問題も発生している。これに対して、生体認証は生存する個人にのみ存在し得る情報を認証するため、不正受給防止の観点からも極めて有効である。

【図表V-3】手続関連事務と生存確認事務の解決策のイメージ



### 3. 静脈認証の導入による本人確認・生存確認

解決策実現のため特に重要と考えられる生体認証技術について更なる検討を行った結果、我々は、静脈認証を採用することが望ましいという結論に至った。本節では静脈認証の採用を決定した理由として、他の認証技術との比較分析による静脈認証の優位性を述べる。

#### (1) 生体認証のよる本人確認・生存確認

これまで紹介してきた受給権者管理事務のインターネットを活用した改善策における認証機能に必要な不可欠な要件は次の2点である。1点目は、本人確認の役割を果たすため個人を特定する点に、より特化した認証方式であること。2点目は、認証を行うことにより、同時に生存の証明を実現可能であることである。

認証技術には生体認証の他、ID・パスワードを利用した記憶に依存する方式や、カード等を利用した所有物に依存する方式があるが、いずれもなりすましの危険性があり、より強固な本人確認を行うためには生体認証が最適と考えられる。また生存の証明については、生体認証以外では実現することが難しく、生体認証ならば受給権者が死亡した場合は認証ができない。この点からも生体認証が本人確認・生存確認の手段として最適だと考えられる。

#### (2) 生体認証の種類

生体認証には、【図表V-4】に示す通り、様々な種類の方式が存在する。

【図表V-4】生体認証の方式

認証キー		認証方法
1	指紋	手の指の指紋の特徴点を利用し認証する方式
2	静脈	手のひら、指等の静脈パターンを利用し認証する方式
3	顔	顔の輪郭、目や鼻の形や配置で認証する方式
4	虹彩	瞳孔の周りの色がついた部分(虹彩)で認証する方式
5	声紋	声(音声の特徴)により認証する方式

#### (3) 静脈認証の採用理由

前項で示した生体認証方式について、「受給権者管理ダイレクトシステム」での活用において必要と考えられる次の5点から比較検討を行い、最適な方式を評価する。1点目は本人確認の精度、2点目は生存確認の精度、3点目は偽造のしにくさ、4点目は不変性、5点目はコストについてである。比較検討を行った結果は、【図表V-5】に示す通りとなる。

【図表V-5】生体認証技術の比較表

	本人確認	生存確認	偽造のしにくさ	不変性	コスト
顔	△	△	○	△	○
声紋	△	△	×	△	◎
指紋	○	×	◎	△	◎
静脈	◎	◎	◎	◎	○
虹彩	◎	◎	◎	◎	△

顔や声紋は、表情や声色で簡単に影響を受けてしまうため、本人確認の精度の点で不適切である。指紋は死亡後も取得可能なため生存確認には不適切である。残るは静脈及び虹彩となるが、どちらも、本人確認、生存確認の精度に問題はなく、偽造も困難で経年変化も少ない。価格面では静脈が優勢であるが、決定的な差ではない。そこで我々は、実際に導入する場面を想定して使いやすさの検討を行った。

これまでは、虹彩認証における認証装置の小型化が難しく、入退室ゲート等導入スペースを確保できる場面での活用が多かった。対して静脈認証はUSBを介した装置の導入が広がっている他、ノートパソコンやマウスに組み込まれた製品も販売されている。今回我々が検討した解決策では、認証装置を受給権者の自宅に導入するケースが想定されるが、寝たきりの受給権者等の場合、マウス等持ち運びが容易な装置に手のひらや指をかざす方法の方が、使い勝手に優れていると考えた。また、導入実績の面でも静脈認証は金融機関や公共機関等での利用が多く信頼性が高いと考えた。以上の点より我々は本人確認、生存確認の手段として、静脈認証を採用するのが最適と判断した。

#### (4) 静脈認証の技術水準

認証方式として静脈認証を採用することとしたが、実際の運用において性能的に不足がないか、静脈認証の技術水準を紹介する。(数値は富士通社『PalmSecure』による)

まず認証速度については、小規模集団の例であるが0.6秒程度と負担を感じない水準となっている。次に認証の精度であるが、同様に小規模集団の例で、本人拒否率0.01%の場合の他人受入率0.00008%と非常に高精度・高セキュリティであることが伺える。大規模認証に使用する場合も他の情報(例えばIDや生年月日等)と組み合わせることで、精度の水準は大幅に引き上げることが可能なため、実運用に充分耐えうる性能を満たしていると評価できる。

## 第6章 課題・今後の展望について

本章では、前章で提案した「受給権者管理ダイレクトシステム」の実際の導入にあたっての残課題整理を行うとともに、「受給権者管理ダイレクトシステム」の将来的な発展の可能性について探る。

### 1. 実現に向けた課題

前章で提案した「受給権者管理ダイレクトシステム」の実際の構築・導入にあたっての主な課題として以下の課題が考えられる。

#### (1) 生存確認に関する課題

生存確認に関する事務の効率化施策として前章で述べた内容では、生体認証の仕組みが不可欠となる。生体認証の仕組み導入に関して主な課題は以下の2点と考えられる。

##### ①定期的にログインを促す仕組み作り

生存確認にかかる静脈情報取得のためには、受給権者が「受給権者管理ダイレクトシステム」へログインする必要があるものの、必ずしも定期的にログインするとは限らない。受給権者によるログインがなされなければ静脈情報を取得することができず、インターネットを活用した受給権者管理事務そのものが運営できなくなる懸念がある。そのため、まずは受給権者による定期的なログインを促す仕組みを作る必要がある。ログインを促す仕組み例として「受給権者管理ダイレクトシステム」をSNS (Social Networking Service) 化し、受給権者の興味を引くコンテンツを提供すること等が考えられる。

##### ②静脈認証装置の設置

静脈情報を取得するためには、静脈認証装置を受給権者の各家庭に設置されていることが前提となる。現状、既に静脈認証装置を内蔵したパソコンのマウスが発売されており家庭のパソコンでも利用できる状況にはなっているものの、誰がどのように各家庭に配布するか、検討が必要である。

#### (2) 既存事務・システムからの移行に関する課題

「受給権者管理ダイレクトシステム」の前提となる受給権者のインターネット利用に関しては、第4章の2節で触れたインターネットの普及率等を鑑みると、「受給権者管理ダイレクトシステム」導入にあたっての大きな障害にならないと考えられる。しかし、必ずしも全ての受給権者が「受給権者管理ダイレクトシステム」を導入可能なシステム環境を有するとも限らず、全ての受給権者に「受給権者管理ダイレクトシステム」を活用した事務運営が完全に浸透するまでには一定の期間を要すると見込まれる。また、受給権者によっては「紙媒体」でのやりとりを希望するケースも想定される。したがって、既存事務・システムから「受給権者管理ダイレクトシステム」への短期間での完全移行は困難と考えられる。そのため、現状の紙媒体での事務、「受給権者管理ダイレクトシステム」を利用したダイレクト事務の並行稼働期間を一定期間設ける必要がある。

#### (3) 開発コスト負担に関する課題

「受給権者管理ダイレクトシステム」を構築するにあたって、以下に例示の通り様々なコストが発生するため、具体的な構築スキーム・費用負担スキームを検討する必要がある。

##### ①開発形態・コスト負担

「受給権者管理ダイレクトシステム」を構築するにあたり、開発形態としては受託機関の単独開発も考えられるが、開発の規模・コスト等を鑑み、受託機関および事業主の共同開発、またはベンダーによるASP (Application Service Provider) 型開発等、様々な手法が考えられる。

## ②事務・システム移行に要するコスト

前項で述べた現状の紙媒体での事務、「受給権者管理ダイレクトシステム」を利用したダイレクト事務の並行稼働に要するコストは、「受給権者管理ダイレクトシステム」の開発費とは別に付加されるコストのため、別途検討が必要である。

## 2. 今後の展望

前節で述べた通り「受給権者管理ダイレクトシステム」の導入にあたって課題は残存するものの、我々の提言により、確定給付企業年金以外の年金制度への拡大や、実現による様々な波及効果等が期待できる。本論文の結びとして、我々の提言にかかる今後の展望を述べる。

### (1) 適用範囲の拡大

これまで確定給付企業年金の受給権者管理事務へ焦点を当てて論じてきたが、我々は厚生年金基金等の他企業年金形態についても研究を重ねてきた。結果、その他の企業年金においても、事務を行う上で根拠とする法律に違いはあるものの、事務は確定給付企業年金と共通する部分が多く存在することがわかった。また、生存確認事務に至っては、私的年金、いわゆる個人年金分野においても、確定給付企業年金の事務と相違はない。つまり、「受給権者管理ダイレクトシステム」の適用範囲は確定給付企業年金に限らず、その他の企業年金、個人年金においても適用可能と考えられる。仮に、全企業年金制度において「受給権者管理ダイレクトシステム」を適用したとすると、企業年金の年金受給者数約1,000万人超が「受給権者管理ダイレクトシステム」のユーザーとなる可能性を秘めている。更に、生体認証による生存確認の仕組みを企業年金・私的年金共通で構築することができれば、一層ユーザーを増やすことが可能となる。ひいては、年金の受給権者という共通事項を介した一つの社会的インフラとなる可能性を秘めていると考えられる。

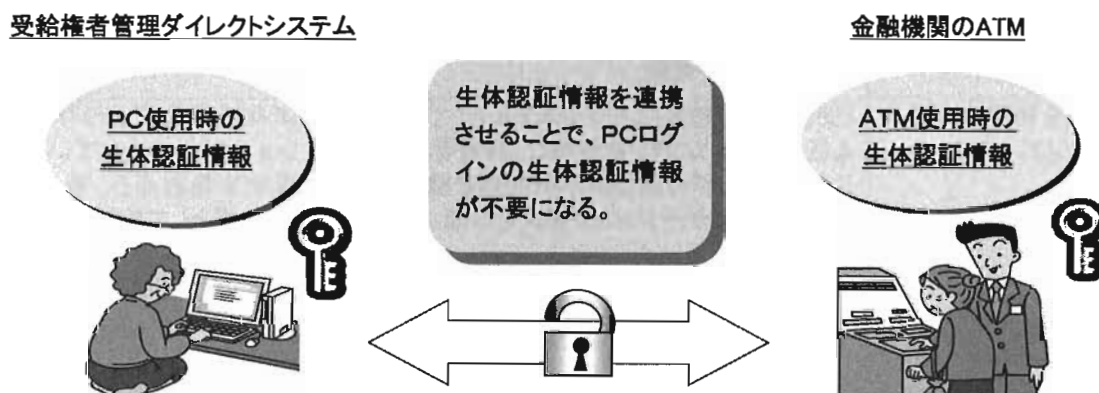
### (2) 金融機関からの生体認証情報連携機能の構築

第5章では、「受給権者管理ダイレクトシステム」にて生存確認を行う場合、ログイン時の静脈情報を利用することで本人の生存にかかる証明を行うと提案した。しかし、金融機関が実施している生体認証の情報とリンクすることにより、「受給権者管理ダイレクトシステム」へのログインによる生存確認を省略することが可能となる。

昨今の日本の金融機関では、既に生体認証装置をATMへ導入している金融機関もあり、またブラジルのある銀行では、キャッシュカードを廃止し、静脈情報を利用した本人認証によるATM操作を実現している事例もある。このように、生体認証機能については今後更なる活用拡大が予想される。

また、ほとんどの場合、年金は受給権者の金融機関口座に送金されるため、生体認証機能付のATMを通じ年金を引き出す際には必ず金融機関から生体認証の情報が取得される。この認証情報を「受給権者管理ダイレクトシステム」へ連携することにより、更なる生存確認の効率化も可能となる。(【図表VI-1】)。

【図表VI-1】生体認証情報連携のイメージ図



(3) 公的機関からの公的証明書情報連携機能の構築

年金支払いの開始手続き時に必要となる公的証明書については、受給権者本人が公的機関へ出向き、取得しているのが現状である。しかしながら仮に、公的機関との情報連携を実現することができれば、インターネットを介して公的証明書を取得することで、取得の手間および郵送の手間削減が可能となる（【図表VI-2】）。

【図表VI-2】 公的機関からの情報連携のイメージ図



(4) インターフェースツールの拡大

スマートフォン等、新たなインターフェースツールを利用することにより、更なる利便性の向上および「受給権者管理ダイレクトシステム」利用率の向上を図ることが可能となる。

生体認証装置を更に縮小・軽量化することが前提となるが、生体認証装置をスマートフォンに搭載することで、スマートフォンのみで年金関連手続き等が可能となる。

(5) 巨大コミュニティの形成～他サービスへの展開

全企業年金制度の年金受給者は約1,000万人存在しており、仮にこの全ての人々が「受給権者管理ダイレクトシステム」を利用した場合、インターネット上における「受給権者管理ダイレクトシステム」は1つの巨大なコミュニティとしてとらえることができる。こうした巨大なコミュニティを利用することで、【図表VI-3】のような他サービスへの展開が期待できる。

【図表VI-3】 「受給権者管理ダイレクトシステム」の他サービス展開例

例	概要	備考
介護サービス	インターネットを利用し介護事業を展開している業者と連携による、介護事業の効率化支援。	例：長期間に渡りログインされていない高齢者への安否確認
生活用品の通販サービス	食料品や衣類等、生活必需品の購入について、「受給権者管理ダイレクトシステム」にて形成される巨大なコミュニティを通じ通信販売を導入することで、高齢者の利便性向上および新たな市場の開拓が可能。	振り込まれる年金を通信販売の決済に利用する仕組みを構築することにより、更なる利便性向上も可能。
掲示板を利用したコミュニケーション	「受給権者管理ダイレクトシステム」にて形成される巨大なコミュニティを利用し、利用者間で自由に情報連携が可能な掲示板機能を提供することで、コミュニケーションの拡大も可能。	年々近隣住民とのコミュニケーションが希薄化している昨今の現状を鑑みると、新たな「繋がり」の場として定着する可能性もある。



## おわりに

本論文において提言したインターネットを活用した「受給権者管理ダイレクトシステム」は、受託機関・事業主にとっての事務品質向上・効率化のみならず、受給権者における利便性・サービス向上の点においても効果が期待できるものと考えられる。また、本論文では十分な検討には至らなかったが、第6章でも述べたように、確定給付企業年金以外の年金制度においても幅広く適用が可能な仕組みと考えられる。本論文での提言がその一端として寄与できれば幸甚である。

## 謝辞

本論文を作成するにあたり富士通株式会社より、生体認証に関わる最新技術動向の情報を頂いた。ここに感謝の意を表す。

### 〈参考文献〉

- ・ 確定給付企業年法
- ・ 確定給付企業年金法施行令
- ・ 確定給付企業年金法施行規則
- ・ 企業年金連合会ホームページ(www.pfa.or.jp)
- ・ 総務省ホームページ( www.soumu.go.jp )
- ・ 日本年金機構ホームページ( www.nenkin.go.jp )
- ・ 衆議院ホームページ( www.shugiin.go.jp )
- ・ 富士通株式会社 『PalmSecure シリーズ』